

大口町特定事業主行動計画
平成22年1月策定

大 口 町
大 口 町 議 会
大口町教育委員会
大口町農業委員会
大口町監査委員
大口町選挙管理委員会

1 目 的

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本計画を策定する。

2 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、職員により構成された行動計画推進委員会を設置する。
- (2) 職員に対する啓発資料の配布等、次世代育成支援対策に関する情報提供を実施する。
- (3) 本計画の実施状況について把握し、その結果や職員ニーズを行動計画推進委員会において検討し、対策、計画の見直し等を実施する。

4 具体的な内容

(1) 職員の勤務環境に関すること

ア 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられる特別休暇等の制度の周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置の周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に十分配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として時間外勤務を命じないこととする。

イ 子どもの出生時における男性職員の休暇の取得促進

男性職員の子どもの出生時における2日間の特別休暇の取得の促進を図る。

ウ 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ① 育児休業、育児短時間勤務、部分休業等に関する制度の活用について職員に周知する。

- ② 子どもを持つこととなった職員に対し、個別に各制度の手続きについて説明する。
- ③ 育児休業、育児短時間勤務、部分休業等の取得の申出があった場合、職員が所属する課等において業務分担の見直しを行い、必要に応じ、臨時的任用制度を活用する。
- ④ 育児休業中の職員に対して、復職時まで必要とされる情報の提供を随時行う。
- ⑤ 職員の復職時において、職場全体でサポートする環境づくりに努める。
以上のような取組を通じ、各制度の取得率を、男性5%、女性100%とする。

エ 時間外勤務の縮減について

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度を周知する。
- ② ノー残業デー等を設定し、庁舎内放送等による周知徹底を図るとともに、管理職員による定時退庁の率先垂範や巡回指導を実施し、職員が退庁しやすい環境づくりを行う。
- ③ 定時退庁ができない職員が多い課等に対し、職員配置や事務分担について所属長と人事担当課が協議し、改善に向けた対策をする。

オ 事務の簡素合理化及び時間外勤務の縮減の推進

- ① 新たな事業を実施する場合は、目的、必要性、効果等の他、職員の配置についても人事担当課と事前に十分検討したうえで実施し、効率的な事務遂行を図る。
- ② 庁舎内の会議、職員への通知の際は、積極的にグループウェアを活用する。
- ③ 定例的又は恒常的な業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。
- ④ 各課等の時間外勤務の状況を人事担当課で把握し、時間外勤務の多い課等の所属長に対し注意喚起を行い、職員の時間外勤務に関する認識を徹底する。

以上のような取組を通じて、各職員の1年間の時間外勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。

カ 休暇の取得の促進

- ① 年次有給休暇の取得の促進
 - ・管理職員は所管部署の業務計画を把握し、職員の計画的な年次有給休暇の取得推進を図る。
 - ・職員が安心して年次有給休暇の取得ができるよう、事務処理において、職員が相互応援できる体制を整備する。
- ② 連続休暇等の取得の促進
 - ・週休日や休日と併せて休暇を取得する等、連続休暇の取得促進を図る。
 - ・子どもの授業参観日等における年次有給休暇の取得促進を図る。

以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次有給休暇の取得を計画策定年度比で5%増加させる。

- ③ 子どもの看護休暇等のための特別休暇の取得の促進
 - ・子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、休暇が取得できる職場環境づくりに努める。
 - (2) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組
 - セクシュアル・ハラスメントの防止や服務規律の確保、綱紀の保持の徹底を図る。
- 5 その他の次世代育成支援対策に関する事項
- (1) 子育てバリアフリー
 - 子どもを連れて人が気兼ねなく施設を訪れることができるよう、親切的な対応等、ソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。
 - (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
 - ① 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動における職員の積極的な参加を支援する。
 - ② 子どもを交通事故や犯罪から守る活動の実施や支援
 - ・子どもの交通事故の予防について、周知徹底を図る。
 - ・子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動等に参加できる環境づくりに努める。